RD最終処分場対策についての委員提案(骨子)

平成20年2月23日

提案者

RD 最終処分場対策委員会委員 梶山正三、早川洋行、 池田こみち 元栗東町 R D環境調査委員会委員 関口鉄夫

1.はじめに

RD 処分場対策委員会は、2006 年 12 月の第 1 回委員会から 10 回以上の会合を重ね、 1 年余にわたって検討を行ってきた。RD 最終処分場問題は、その違法な操業による環境汚染の発覚からすでに 10 年近くが経過していることもあり、その間放置されてきた膨大かつ深刻な汚染状況の解明には、決して十分な情報や議論がなされたとは言い難い。しかし、当該処分場の内部・周辺の現地視察や住民説明会、周辺住民への意向調査、検証委員会での議論、住民代表委員の参加による本委員会での議論を踏まえ、また、この間の周辺住民の抱える不安や滋賀県行政当局の直面する諸事情を勘案し、早急に具体的な対策をとりまとめ、本年度末までに滋賀県知事に提示することが求められている。

本提案は、対策委員会として一年余の検討を行ってきた立場として、その責任を果たす上からも、事務局の提案を受け身的に検討・審議するのではなく自ら提案をすることがその役割を全うすることであり、避けて通れないものであると考え、委員他有志により議論し、作成されたものである。

なお、提案の作成にあたっては、過去・現在・将来にわたって周辺住民あるいは広く滋賀県民が本処分場に対して持ち続けてきた不安と県行政に対する不信を取り除き、長期的な視野に立って処分場そのものおよびその周辺が市民にとって利用価値のある資産となることを最優先の目標として検討を行った。その中には当然のことながら、法律的な解釈に基づく、いわゆる「生活環境保全上の支障」の除去が含まれることは当然である。

また、対策工事の実施に際しての費用負担を巡る諸課題、工期や対策実施に伴う派生的な影響等についても検討を行った。もっとも重要なことは、提案される対策工事が、現時点での短期的な行財政的な事情・制約条件等から場当たり的あるいは先送り的なものとなり、住民の不安がさらに続くようなものとならないこと、次世代に引き継げる資産を残す取り組みとなるように滋賀県が腰を据えて取り組むことである。

2. 推奨する対策工 A - 2案

本提案では、これまでに検討されてきた複数案の中から、委員提案をベースとした A-2 案をベースとしてさらに検討したものを提案する。

これは、RD 最終処分場内に存在し、周辺環境への汚染の原因となっている有害物質、 違法な廃棄物等の「全量撤去」を基本とするものである。当該処分場内に残存する有害物 質の実態については、これまで滋賀県および栗東市の実施した調査によりその一部が明ら かとなっているが、依然として膨大な汚染物質、有害廃棄物がそのまま放置された状態であることが元従業員の証言等により指摘されている。これらの廃棄物は許可に基づいて埋め立てを予定した「金属類を除く安定 5 品目」だけではなく、焼却灰・ばいじんのほか、物質を特定できない埋め立て物がまったく分類・分別できない状態で埋め立てられており、保全措置を著しく困難にしている。

一方、処分場に起因する周辺環境、住民生活への影響についても、これまでに類をみないほどの深刻な状況となっている。それは、現時点における個々の測定物質の濃度や基準値超過レベルの問題にとどまらず、時間経過とともにどれほどの汚染が表面化するのか測りしれない不安にもつながっている。

現実問題として、当初の許可量の三倍にも及ぶ違法な廃棄物の投棄が行われてきた本件 処分場においては、時間の経過とともに、予想しがたい汚染の出現も危惧される。すでに 周辺地下水の利用は制限されているが、全量撤去以外の対策では、地下水汚染の深刻化は 不可避であり、また、琵琶湖を抱える環境県滋賀県としても住民ばかりでなく、対外的な 責任を果たすことはできないと考える。

2 - 1 A - 2 案の概要

緊急対策として周辺しゃ水壁・表面のキャッピングおよび表面流出水・浸出水の処理のための水処理対策を早急に実施すること、その上で、財政状況を勘案しながら、恒久対策として、場内をブロック分けしながら、掘削ヤード及び選別ヤードに大型テントを設置し、掘削および分別したうえで、埋め戻しと適正な処分を行うというものである。

2 - 2 緊急対策としてやるべきこと

「産業廃棄物に起因する支障の除去に関する特別措置法」(以下、「産廃特措法」という)の期限が平成24年度末(法律としての有効期限は平成24年度末であるが、それまでに各種工事について計画を立案し適用申請手続きを行い、環境大臣による承認と基本計画の作成にまで至ることが必要である)なので、緊急対策はそれに間に合わせなければならない。具体的には以下に記述するとおりであるが、それによって、現在も浸出・流出し続ける処分場由来の有害物質の移動を応急的に止めることは可能であり、一定の効果が得られることは間違いない。特に、本事案においては、廃棄物層と地下水層とが直接接している部分が複数箇所認められていることから、地下水の流入と雨水の表面からの浸透を食い止めることがまずは先決である。また、先行して、高濃度のダイオキシン類が残留するまま放置され雨ざらしになっている2基の焼却炉については、速やかに解体撤去して、周辺への汚染の拡散を防止することが必要である。

<緊急対策の内容>

焼却炉の解体撤去

焼却炉内部および周辺のダイオキシン汚染はきわめて高く、早急な対策が求められている。状況から判断して、現場でのダイオキシン類の洗浄除去は無理であり、当該分野の技術力を有する専門業者に委託して設備の全面撤去を行った上で適切な設備のある施設において、解体、洗浄・除去、分別、処分を行うべきである。

灰受け槽に貯まった水は、すでに槽内の亀裂等により、地下に浸透している可能性 もあることから、早急な対策が必要である。

周辺しゃ水壁

しゃ水壁の脆弱性・不完全性についての指摘が多くなされているが、その点に十分 配慮しつつ、現場の状況を見ながら、その材質・設置位置・設置優先順位等について 検討しながら行うことが前提となる。現時点では、ソイルセメント壁工法を基本とし ている。

上流側のしゃ水壁を下流側の水平ボーリングと組み合わせるなどによって、しゃ水壁の施工部分を限定できる可能性もあり、適宜、現場の状況を見ながら最善の方法を採用することとする。また、水位管理を徹底し、汚水の周辺しゃ水壁外への流出を最小限に食い止めるような措置をとることとする。

表面しゃ水シート及び表面流出水の処理(集水して排水)

現在、処分場の表面は一部覆土がなされているものの雨水は浸透する状況のままとなっていることから、早急に表面にシート等による覆いを行い、表面流出水の集水のため表面しゃ水に勾配をつけ、外周水路との管渠等を敷設し雨水の浸透を防ぐ措置が不可欠である。

表面流出水については、原則として無処理放流が可能であるが、公共用水域への排水処理のための側溝と管渠等の敷設が必要である。

揚水井戸と水処理施設(調整漕を含む)

揚水井戸は現場の状況をみながら複数設置する。特に、経堂が池との水位管理を行いながら、揚水し、汚水の流出が最小限となるように配慮する。

浸出水は汚水処理施設で処理する。これまでの水質調査の結果から処理施設は最低限、次の処理工程が必要である。

排水を原水ピットから沈砂層に導き、浸出水に混じっている砂などの混濁物を沈 殿させることによって除去する。

原水調整槽で浸出水の水質の均一化と水量の調整を図り、続いて、カルシウム除去設備で炭酸ソーダ・塩化第二鉄・苛性ソーダを注入しカルシウムブロックを形成し、高分子凝集剤でカルシウムブロック・CODの一部を凝集沈殿除去する。

凝集沈殿槽した排水の上澄み液を中和槽で中和する。

活性汚泥による生物処理を行う。生物処理の過程では消泡剤・リン酸などを加え、 好気的な環境を保つために攪拌し曝気(揮発性の化学物質を放出させる)する。 なお、「曝気」は通常活性汚泥への酸素供給として行われる方法であり、本件に おいても有効である。

生物処理された浸出水はろ過器を通したうえで、苛性ソーダ・硫酸で中和する。 処理水は、排水前のモニタリングにより、下水道に放流する場合は、下水道法6 条に基づく下水排除基準を満たしていることを確認し、公共用水域へ放流する場合は、法令(水質汚濁防止法等)及び条例の基準を十分クリアしていることを確認した上で放流する)

凝集沈殿・生物曝気の際に発生する沈積汚泥は有害性のチェックをしたあと、 しかるべき施設に搬出することとする。

モニタリング

緊急対策時のモニタリングとしては、水質や汚染物質の飛散、挙動等の環境面からのモニタリングに加え、現場での工事施工上のモニタリング(現場の状況に応じた判断)が必要である。

2-3 恒久対策としてやるべきこと

恒久対策では、いよいよ場内に存在する大量な有害物質、違法投棄廃棄物、汚染土壌の除去を行う段階であるが、一部の住民が懸念してるように、県は、この段階で、財政的理由等で、恒久対策を遅滞させたりすることが決してないように、確実かつ着実に実施すべく、事前に入念な施工計画の立案及び長期的な財政計画の確立に努めなければならない。

当初提案の内部の小ブロック化案は6ブロック(70 × 94m)となっているが、掘削ヤードおよび分別ヤードを覆うためのテントのサイズおよび現場での施工容易性などから判断して、全体を 16 分割して進めることが妥当と考える。設置するテントの間口はおよそ 30m 程度のものとなる見込みである。また、掘削作業を開始するブロックは、もっとも近接する住宅団地(北尾団地)の側からとし、できるだけ負担の早期軽減に努めることとする。その他、有害ガス発生のおそれのあるエリアについても作業の優先度を高める必要がある。一方、ドラム缶や一斗缶など、目視で明らかに判断が可能なものについては、作業は容易であり、優先度を下げてもよい。

全量撤去に向けた恒久対策工事の手順は以下の通りとする。

小ブロック分割及び選別ヤードの決定。選別ヤードは最後の掘削ブロックとなる。 掘削順序の決定(優先順位についての考え方)

選別ヤードの整備(大型テントの設置および作業地盤の安定化)

- ・掘削ヤードと選別ヤードに大型テントを設置。
- ・ 地盤面は機械類の設置や振動、騒音などを考慮してできるだけ平坦とし、しゃ 水シートの上に、鉄板等を敷いて養生する。
- ・ 選別機(土砂選別トロンメルなど)の設置。

処分場はサンドイッチ構造にもなっておらず、大量の有害廃棄物(医療系廃棄物、有機系廃棄物、焼却処理すべき各種の産業廃棄物等)がひたすら積み上げられてきていることが過去の写真等から明らかとなっている。そのため、トロンメルなどによる土砂の選別は表層部分の覆土層に限定されるものと考えられる。そのため、掘削の状況を見ながら、適宜目視による判断を行い、埋め戻しに使えるものかどうかを判断せざるを得ない。

そのため、目視による選別を適切に行える人材の確保が重要である。

なお、選別ヤードの設置位置は、西側市道側(経堂が池寄り)とし、できるだけ周辺の民家や住宅団地から離れたブロックに設置することが望ましい。その上で、掘削ヤードからの土砂の搬出ルートを最適化するように設計する必要がある。 先部別ヤードへの搬出ルートとそのまま処分場へ搬出するルートを確保する。

・ 掘削した廃棄物について、管理型処分場への受け入れ基準の判定が必要と認められた場合には、ブロックごとにサンプリングを行い、分析機関に委託し分析を

行う。

・ 現場の原地形や原景観を復元・回復するという観点と、費用負担の軽減の観点から、掘削後の埋め戻しは、分別後の再利用土壌のみとし、外部からの埋め戻し 土壌の持ち込みは行わないものとする。

廃棄物の受け入れ先について

事務局提案では、大阪湾のフェニックスのみとなっているが、今年3月開業予定の「クリーンセンター滋賀」も受け入れ先の一つとし検討すべきである。県営施設でもあり、現状では受け入れ廃棄物が少なくて、県試算として、開業15年で赤字121億円が見込まれている施設である。

<クリーンセンター滋賀の概要>

事業主体:財団法人滋賀県環境事業公社

設置場所:滋賀県甲賀市甲賀町

設備等 : 公共関与型 管理型産業廃棄物最終処分場

許容量廃棄物 90 万立米

第一ブロック掘削施工中に選別ごみ(埋め戻し可能なもの)を置くエリアを確保する必要がある。主な埋め戻し可能物としては、コンクリートがら、ガラス陶磁器くず、ゴム、プラスチックなど、安定品目と覆土系土砂類に限られる。

工事中のモニタリングの徹底

- ・ 浸出水水質(揚水井戸による揚水したもの)
- ・ 地下水質(周辺しゃ水壁の内外)
- ・ 敷地境界及びガス発生地点における有害ガスその他大気汚染物質
- · 騒音、振動等

水処理施設の適正な運転管理

最終的な形状

以上の措置が終了したあと、積極的な跡地利用よりも、以前の自然状態の復元を優先し、埋め立て以前の地形に近い状態に復元する。処分場下部には地質汚染が残存することが考えられ、自然の浄化を期待する。

2 - 4 監視体制

緊急対策と恒久対策の改善工事が適切に行われるのを監視し、問題が発生した場合に専門的見地から意見を提出する組織が必要である。第三者的な組織には、地域住民が推薦する有識者・専門家等が参加できるようにする。

3.提案の理由

3 - 1 提案の理由

本提案では、B 案、C 案等に比べて費用負担の大きい全量撤去を前提としている。その理由は、先に述べたとおり、全量撤去以外は将来に禍根を残す中途半端な対策であると判断したことによる。

すでに、本処分場の存在そのものが周辺住民あるいは、琵琶湖下流域の住民にとって大

きな脅威であり、精神的な面も含めての生活環境保全上の支障となっていることは否めない事実であり、この時点でさらに将来に禍根を残すような対策工事を決定することは、許認可権者であり、指導監督の責任を有する県としての責任をさらに棚上げにするようなものとなり、地元として到底受け入れられないものと判断せざるを得ない

もちろん、財政上の制約は無視できない課題であることは言うまでもないが、県の立場として最優先すべきは、地下水の利用が制約され、処分場からの汚染の流出に脅かされている市民生活を安心と信頼を基盤とするものに取り戻すことであり、この時点での中途半端な決断は許されない。

法的な面からの県の責務

すでに検証委員会においても指摘されているとおり、滋賀県が当該処分場の操業の 違法性について早期に適切な判断と措置を行うことにより、ここまでの汚染の拡大は 防げたことは明らかである。許可容量 24 万立米が県の追認により、最終的には 71 万 立米にまで拡大されてきたことを認め、最低でも上乗せ処分量 48 万立米は撤去すべ きものであり、そのための費用負担は避けられない。

県財政への負担の軽減に努め、公正かつ公平の見地から、他に費用負担を求めることが必要であり、そのため早急に次の点について検討し、実行すべきである。

- ・ 緊急対策については、産廃特措法への申請を早急に行うこと。
- ・ 焼却炉の解体撤去費用については、本来の費用負担者である破産財団に費用負担 を求め、応分の負担を求めるとともに、県が実施する場合の費用は破産財団に対す る債権とすべきである。
- ・ また、下記の関係各方面に対する応分の費用負担については、法的根拠を持って 協力と負担を求めること。
- i 土地の所有者(RD 社およびその代表者の親族)に対する廃棄物処理法に基づく 措置命令を早急に行うこと。
- ii 経営者個人および元従業員に対する責任追及
- iii 排出事業者の責任追及(医師会等)のため、早急に情報の整理を行い、排出事業者の特定作業を進めるとともに、廃棄物処理法の措置命令が可能な場合には、直ちに、同命令を発すること。
- iv 栗東市への責任追及と費用負担要請

住民意向への配慮

早川委員が実施した「RD 問題地元住民意向調査」および昨年末に実施した住民説明会での意見、さらには、各自治会、合同対策委員会等の住民組織の意向等を踏まえ、 抜本的な対策として全量撤去を前提とした対策に速やかに着手すべきである。

3 - 2 他の案の課題

A案:全量撤去を前提とする点で評価できるが、掘削土の全量搬出と掘削分に相当するものを全量外部から持ち込んだ土で埋め戻すものとしており、コスト削減への努力に欠け、しかも、原地形から大幅に盛り上がった現在の処分場地形に戻す合理的理由は見あたらず、それがさらに大量の土砂持ち込みを必要として、コストを押し上げている。それら

の点において適当とはいえない。

B案:埋め立て物の有害性が高く抜本的な対策にはならない。

- ・ 焼却炉の「洗浄除去」はオンサイトで行うことが前提となっているようだが、事実 上不可能であり、それでは逆に汚染を拡散・散逸させているだけとなる。
- ・ 好気性環境を維持することによる自然浄化が前提となっているが、内部の汚染の状況から判断して、この方法では、汚染の緩衝・浄化にはつながらないと判断せざるを得ない。
- ・ 水位調整は非常に難しく、この方法だけで長期的に内部の汚染物質の周辺への流出 を食い止めることは困難と言わざるを得ない。
- 維持管理費2900万の根拠が不明確である
- ・ この対策の場合には、環境モニタリング・設備モニタリングは永久的に必要となり、 そのための費用が膨大とならざるを得ない。また、設備の維持管理、補修費も膨大 となることが予想される。
- ・ 全国的な古い安定型処分場の実態をみると、閉鎖から 20 年以上たって、ようやく 下流域に影響が出始めている状況であり、RD の汚染のレベル、規模からして、B 案のような対策では将来の汚染流出を抑えることは不可能である。
- ・ ダイオキシン類や金属類などの有害物は内部の有機物が分解した後が危険とされて いることから未然の予防的な観点からの対策工法を選択することが必要である。
- 環境監視のあり方については、スポット的な監視ではなく、できるだけ常時監視、連続モニタリングが不可欠となり、そのための費用は膨大となることが予想される。
- ・ 水質のほか、排気口と環境大気の常時監視が必要となる。

対象となる排水・排ガスと対象項目を例示する。

- 地下水質、浸出水、揚水井戸からの揚水、表流水
- 水質:電気伝導率、ORP、塩素イオン、硝酸・亜硝酸性窒素、BOD、COD、 水銀、カドミウム、ヒ素、鉛等の重金属
- 有害ガス:メタン、硫化水素、塩化水素、有機塩素系(ベンゼン、トルエン等) 水銀等金属類
- ・ しゃ水壁の劣化が著しく、維持管理や修理補修とうの費用が膨大となる。
- ・ 水位管理がうまくいかない場合、処分場の沈下の危険があり、汚染の拡大につなが る可能性もある。
- 汚染が低減せず継続した場合、結局全量撤去にならざるを得ない。
- B-2案 本件施設の事故を過小評価し、かつ技術的に不完全な案。
 - キャッピングするだけでは、汚染は封じ込められ長引く
 - 汚染の希釈メカニズムが明らかではない。
 - · 汚染拡散は遅くなるが時間がかかる。分解しないものはどうなるか。
 - 重金属やダイオキシン類などの自然浄化は困難。
 - · 焼却灰の洗浄除去はどうやるのか。

C案 バリア井戸で全量くみ上げられるのか。井戸に集まる量は知れている。

- しゃ水壁がないため、汚染した地下水の揚水はほとんど期待できない。
- ・ 揚水量が多くなり、処理水量が大幅に増加する。
- ・ 委員会においても、誰も支持していないため、C 案は却下。

D案

- 埋め立ての状態から、有害物質だけの除去は困難である。
- ドラム缶のようなはっきりわかるものだけを撤去しても対策にはならない。

高谷案(住民説明会の会場で高谷氏から提案のあった対策工法)

- ・ 有害廃棄物だけを全体を掘削せずに除去することは一般論としては無理である。
- 本件処分場の現在までの調査・知見に照らしても、局部的にのみ有害廃棄物が存在するとは考えられない。
- ・ 仮に、特別に顕著な有害物質が存在し、かつ、その存在箇所が特定している場合には、当該箇所のみを緊急対策として掘削することは検討に値するが、いずれにしても、他の部分を残存させることはできない。
- ・ 高谷案が懸念する点は、第一に、県が全量撤去を採用した場合でも、周辺しゃ水壁と表面しゃ水のみで、対策工を打ち切るのではないかという点と、第二に、ソイルセメント壁築造に際しての地質構造の破壊等であるが、これらについては、法的な対応も含め、十分対応可能である。

3 - 3 県の責任

栗東市のRDエンジニアリング社(破産)の産廃処分場問題で、滋賀県の行政対応検証委員会が1月31日、大津市の県庁別館で開かれ、「地域からの苦情や情報を検討する姿勢が、県は不十分だった」と指摘する内容の総合評価素案を示した。その概要は次の通りとなっている。(報道発表資料より)

(1)処分場の立地の特性についての認識

すぐ近くに住宅地があるため、生活環境に支障が生じないよう十分な保全対策が必要であり、厳しい指導監督が必要という認識を県は持つべきであった。

(2) 事業者(RD社)に対する認識

不適正な保管が行なわれる悪質な事業者であったにもかかわらず、県の認識は甘く、 問題が大きくなる原因となった。

(3)県の指導監督権限の行使の妥当性

積極的に法に基づく報告徴収を求め、法の遵守状況を確認すべきであった。長年にわたり違法行為があるのに行政指導にとどめ、行政処分の実施に消極的であった。県が処分権限をより適切な時期に行使しなかったことで、RD社に「違反しても、県の指導にある程度従っていれば大丈夫」と誤った認識を植え付けた可能性もある。

(4)住民などとの連携

住民との信頼関係が崩れ、RD 社への強い始動を求める住民と県の間に溝が生じ、 住民との連記による監視や問題の円滑な解決が難しくなった。情報公開を積極的に行い、説明責任を果たすべきであった。栗東市とのもっと早期の密接な連携が必要であった。

(5)県の組織と内部における対応

担当部局の人員が不足していたため監視などの対応が不十分であり、人員確保に努めるべきであった。マニュアルが存在しておらず、指導記録などの作成、整理、保管などが不十分であったため一貫性のある指導監督が行なわれていなかった。その場その場の問題に対応するだけでは、全容解明など抜本的な解決に至らないことを認識すべきであった。

以上の検証委員会の見解を踏まえても、県が責任をもってこの問題の解決に当たらなければならないことは必定であり、この段階で再び適切な対策工法の選定機会を逸することは許されない。

なお、検証委員会は「本委員会は、RD 最終処分場問題における県の行政対応を検証したが、職員個人の責任について検証を行ったものではない」としている。多額の税金投入を招いた責任をはっきりさせるためにも、今後、行政対応検証委員会の答申を踏まえて、関係した職員の責任について検証されるべきであろう。

以上をふまえ、本提案では以下の手順によりすみやかに対策を進めることを求めるものとする。

土地所有

すでに RD 処分場対策については、検討委員会や検証委員会の設置運営費に加えて、各種調査(掘削調査、化学分析調査、対策工事工法検討コンサルティング委託、各種聞取調査等)について、1億円以上の財政支出を行っていることから考えても、当該処分場の土地所有が不明確のまま対策工事を提示することは無責任であり、速やかに滋賀県による所有権の取得を決断すること。

北尾団地をはじめとする周辺自治会、住民グループとの信頼性の確保

中断されていた掘削調査の実施および再開についての北尾団地との協議については、 十分な対応がなされたとは言い難い。RD 問題合同対策協議会に参加する各自治体、各 グループ相互の信頼関係を損なうことがないよう、十分な説明のための体制を整え、丁 寧な対応をすることが求められる。

栗東市との連絡・協力体制の強化

RD 社への許認可権者・指導監督責任者として県の責任は大きいが、一方で、栗東市が地元自治体として住民への対応を含め検討委員会の設置を行って様々な検討協議を行っていることを踏まえ、縦割り的な対応により対策が遅れたり、連絡調整の不備により住民相互の信頼が損なわれたりすることのないように、改めて協力体制の構築をはかることが必要である。

3 - 4 住民対応

対策工事に先立つ掘削調査の段階から処分場にもっとも近接する住宅団地自治会との信頼性の確保に支障が生じている。対策工事は長期にわたることから、事前に以下の対応を進めることが不可欠となる。

RD 処分場周辺の各自治会、ならびに利害関係者との間での協定を締結する。 特に、北尾団地との協定内容については、十分に協議し合意形成を進める。

- ・ 非常時の説明対応、工事中止・中断の措置
- ・ 定期的な協議の場の確保
- ・ 住民の推薦する専門家の関与を認め、かつ、当該専門家の招聘に必要な費用 を県が負担する。
- ・ モニタリングの方法や結果の評価についての第三者的な専門家の関与
- ・ 住民からの要望や苦情への対応の仕方 等々

対策工法の内容が固まった段階で、住民説明会を開催する。

工事着工前には、個別により具体的な内容について説明を行うとともに、情報提供 に努める。

情報提供については、工事期間中の進捗状況、各種のモニタリング結果、分析結果 等について遅滞なく公開し、提供していくこととする。

4. むすび

RD 処分場対策委員会は、知事の依頼を受けた専門家としてまた、地元住民代表としてできる限りの検討を行ってきたが、時間的な制約もあり、必ずしもすべての情報を精査することはできておらず、また、委員相互の意見交換や議論、提案も十分であったとは言い切れない。

しかしながら、委員会はあくまでも自立した組織として事務局である滋賀県当局とは一線を画し、独自の提案をすることが住民から付託され期待されている。

そこで、限られた情報と限られた時間のなかで、この時点で提案すべき内容を慎重に検討した結果、本提案をとりまとめ委員会に諮るとともに、市民に対しても説明し、理解を求めるものである。

本来、委員長はそのとりまとめの任を担うべき責務を負っているが、これまでの委員会 運営から必ずしもそれには期待ができず、専門委員会との役割分担も十分とは言えなかっ た。

本提案が多くの賛同を得られ、早期に具体的に動き出すことに期待するとともに、これまでの各方面のご協力にこの場を借りてお礼を申し上げたい。

提案者一同